

猫の関係

いいね! シェアする ツイート

更新日：2023年08月22日

猫の飼い方について

近年、猫を家族の一員として迎え、飼養しているご家庭が多くなってきている一方で、猫に関するトラブルも増加しています。

ペットの終生飼養は飼い主の責任です。猫の特性、習性を知り、適正に飼養することで、猫と人がよりよく共生できる社会になるよう、「時代にあった、猫の飼い方」について、お知らせします。

[時代にあった、猫の飼い方について \(PDFファイル: 368.6KB\)](#)

飼い主のいない猫について

「自宅付近で糞尿をされている」「夜、ネコの鳴き声がうるさい」「公園でえさをあげていることから公園に居着いてしまっている」「車が傷つけられて困っている」

これらのほとんどは、「可哀そうだから」、「弱っていたから」などの理由でえさを与えている人の「無責任な行動・行為」が原因で起こる問題です。

猫は動物愛護法で守られており、無暗に傷つけたり駆除することはできません。町でも駆除することはできませんが、猫避けの方法、不妊手術についてなどご不明な点がありましたら、下記相談窓口へご連絡ください。

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分数の減少に寄与する活動です。

吉見町は、令和元年度からどうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」で発行している無料不妊手術チケットの交付窓口となり、町内在住の彩の国動物愛護推進委員等に配布し、どうぶつ基金の協力病院で飼い主のいない猫に不妊手術をしていただいております。

公益財団法人どうぶつ基金について

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的に各種事業を行う団体です。

「公益財団法人どうぶつ基金」ホームページは次のリンクをクリックしてください。

[さくらねこTNRとは\(TNR先行型地域猫\) \(公益財団法人どうぶつ基金のサイト\)](#)

猫に関する相談窓口

吉見町役場 環境課 環境衛生係

電話番号：0493-63-5017

- 猫の飼い方
- 捨て猫に関する事
- 野良猫に関する事

埼玉県動物指導センター

電話番号：048-536-2465

- 猫の飼い方の相談
- 猫に関する苦情
- 猫を飼い続けることができなくなったとき

- 犬や猫をゆずり受けたいとき
- その他犬・猫に関すること

この記事に関するお問い合わせ先

環境課 環境衛生係

〒355-0192
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

電話番号：0493-63-5017
ファックス：0493-54-4970



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。